別記第3

個人情報の提供に係る事務処理について

１　実施機関が個人情報を当該実施機関以外のもの（本人を除く。）に提供しようとするときは、

２の検討項目を審査した上で、決定するものとする。

　　なお、実施機関が個人情報を公表する場合（報道機関に提供する場合を含む。）には、慎重に

審査すること。

２　検討項目

|  |
| --- |
| 「提供する個人情報の内容」と「提供する必要性」とを勘案して、必要性の乏しいものは提供しないこと。なお、取扱制限情報や秘匿性の高い情報を提供する場合には、２の「提供する必要性」をより厳格に解釈すること。 |
| １　提供する個人　情報の内容の検討 | 提供する個人情報の種類（１）取扱制限情報（２）秘匿性の高い情報（３）（１）及び（２）以外の情報※　取扱制限情報とは、法第69条第2項に規定する個人情報をいう。 |
| ２　提供する必要性の検討 | （１）提供することの応答義務（２）提供することの公益上の必要その他相当な理由 |